

第66回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

令和3年9月14日 開会

伊方町議会

第 6 6 回伊方町議会定例会会議録（第 1 号）	
招集年月日	令和 3 年 9 月 1 4 日
招集の場所	伊方庁舎 4 階議場
開会（開議）	9 月 1 4 日 1 0 時 0 0 分宣告
出席議員	1 番 田村 義孝 2 番 加藤 智明 3 番 高月 芳人 4 番 木嶋 英幸 5 番 末光 勝幸 7 番 清家慎太郎 8 番 福島 大朝 9 番 菊池 隼人 10 番 山本 吉昭 11 番 中村 敏彦 12 番 吉川 保吉 13 番 阿部 吉馬 14 番 小泉 和也
欠席議員	6 番 竹内 一則
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 上田 時茂 書記 藤川 輝之 書記 篠川 俊一 書記 松澤 広明
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 濱松 一良 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 岡田 包 総 務 課 長 橋本 泰彦 危 機 管 理 監 谷村 栄樹 総 合 政 策 課 長 菊池 嘉起 町 民 課 長 林 栄作 保 健 福 祉 課 長 中田 克也 農 林 水 産 課 長 菊池 暁彦 観 光 商 工 課 長 清水 浩二 建 設 課 長 寺谷 哲也 代理瀬戸支所室長 山本 宏貴 三 崎 支 所 長 清水 栄造 上 下 水 道 課 長 山藤 一也 会 計 管 理 者 谷口 誠 教育委員会事務局長 阿部 茂之
町長提出議案の項目	報告第 4 号 令和 2 年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について 報告第 5 号 令和 2 年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について 議案第 64 号 町長の専決処分事項報告について （令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 4 号）） 議案第 65 号 伊方町環境監視委員会条例の一部を改正する条例制定について 議案第 66 号 伊方町健康交流施設亀ヶ池温泉再建基金条例の制定について 議案第 67 号 令和 2 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について 議案第 68 号 令和 2 年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 69 号 令和 2 年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 70 号 令和 2 年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 71 号 令和 2 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 72 号 令和 2 年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

	議案第 73 号 令和 2 年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 74 号 令和 2 年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 75 号 令和 2 年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 76 号 令和 2 年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について 議案第 77 号 令和 2 年度伊方町水道事業会計決算認定について
議員提出議案の項目	なし
委員会提出議案の項目	なし
その他	なし
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）
	5 番 末光 勝幸議員 7 番 清家慎太郎議員

伊方町議会第66回定例会議事日程（第1号）

令和3年9月14日（火）
午前10時00分開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「例月現金出納検査結果報告」

第 4 一般質問

第 5 令和2年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について
(報告第4号)

第 6 令和2年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について
(報告第5号)

第 7 町長の専決処分事項報告について
(令和3年度伊方町一般会計補正予算(第4号)) (議案第64号)

第 8 伊方町環境監視委員会条例の一部を改正する条例制定について
(議案第65号)

第 9 伊方町健康交流施設亀ヶ池温泉再建基金条例の制定について
(議案第66号)

第10 令和2年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について (議案第67号)

第11 令和2年度伊方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第68号)

第12 令和2年度伊方町学校給食特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第69号)

第13 令和2年度伊方町港湾整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第70号)

第14 令和2年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第71号)

第15 令和2年度伊方町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第72号)

第16 令和2年度伊方町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第73号)

第17 令和2年度伊方町小規模下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第74号)

- 第18 令和2年度伊方町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定
について (議案第75号)
- 第19 令和2年度伊方町風力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
(議案第76号)
- 第20 令和2年度伊方町水道事業会計決算認定について (議案第77号)

1 散会宣告

開会宣告（10時00分）

○議長（小泉和也） おはようございます。これより、伊方町議会第66回定例会を開会いたします。欠席議員は、竹内一則議員の1名であります。定足数に達しております。

よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（小泉和也） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 皆さん、おはようございます。

本日ここに伊方町議会第66回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げます。また、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、「亀ヶ池温泉について」ご報告を申し上げます。ご案内のとおり先月19日未明の火災により本館が全焼し、まさに驚天動地の事態が発生をいたしました。幸い多くの消防関係者の迅速かつ的確な消火活動のおかげで、負傷者はなく、一部の施設は被害を免れており、消火活動にあたっていただきました方々に、改めて深く感謝を申し上げます。

町といたしましては、町内外の方々の交流をはじめ、観光面においても中核施設であったことから、今月1日の再建検討委員会の初会合で、再建に向けて、がれき撤去などを進める方針を確認をし、これまでの運営を総括するとともに、収益構造や再建経費などを踏まえたうえで、よりよい施設の再構築の検討に取り組んでいるところでございます。

一方で、再建に役立てて欲しいとご寄附もいただいております。また、様々な方々から寄附のご相談もあり、これに答えるために、既に寄附の専用口座を開設をいたしておりますし、クラウドファンディングの準備も進めており、いただいたご厚意にしっかりと応えてまいりますのでございます。

今後は、1日も早く、よりよい施設での再開に向けて取り組んでまいりますので、議員各位のご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、「新型コロナウイルスワクチン接種について」でございます。接種の状況につきましては、9月12日現在ではありますが、全体で6,390の方が予約をされ、予約率は79.42%となっており、このうち、2回の接種済みの方が5,970人で71.59%となっております。

なお、できるだけ多くの方に接種をしていただきたく、10月以降の接種につきましては、九町診療所、瀬戸診療所、串診療所での個別接種を実施することといたしております。

現在の、新型コロナウイルス感染症の状況ですが、全国的には、19都道府県が緊急事態宣言下にあり、8県が「まん延防止等重点措置」の区域となっております。愛媛県におきましては、独自の警戒レベルを最高の「感染対策期」を維持しているなど、終息が全く見通せない状況でございます。

町におきましても、引き続き、三密回避行動や感染拡大地域との往来自粛などお願いをしております、町民の皆様方のご理解、ご協力に対し改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

次に、今定例会で提案をいたします補正予算で取り組む主なものを申し上げます。

まず1点目は、冒頭で申し上げました、亀ヶ池温泉の再建に向けた第一歩として、焼失した本館の解体や調査に係る経費として、5,151万2千円を専決処分いたしました。

2点目は、新型コロナウイルス感染症対策として、町内での消費を喚起し、経済の活性化に資するため、プレミアム率100%の地域商品券事業費に9,000万円をはじめ、総額1億1,911万5千円を計上いたしております。

3点目は、職員の政策立案能力を高める職員提案制度により採用した、「出生祝い品支給事業」と「消防団救助能力向上資機材整備事業」に1,171万2千円を計上いたしております。

次に、伊方発電所について申し上げます。

昨年1月に、伊方発電所で発生をした連続トラブルにつきましては、同年8月に、再発防止策及び定期検査の再開を了承いたしました。その際には、「町民の信頼回復への取組み」などを要請し、先週の原子力発電対策特別委員会において、その後の対応状況を確認していただいたところでございます。

このような中で、本年7月に、宿直勤務中の元社員が発電所を無断外出したという、保安規定に違反する事案が発覚し、町民の信頼感が大きく損なわれました。町としては、この事態を重く受け止め、直ちに再発防止策の検討などを要請したところでございます。また先週、四国電力の社長との面談の中で、改めて、大切な施設を管理運営しているという自覚を再認識し、日頃からの社員教育と安全管理の徹底について求めたところでございます。

今後、国の検査結果を踏まえ、再発防止対策について精査してまいりたいと考えており、「安全対策に終わりなし」との考えのもと、四国電力には原点に立ち返り、重大事故を決して起こさないという強い信念をもって、安全性の向上に不断に取り組むとともに、住民への一層の丁寧な説明により、信頼回復に取り組むよう求めてまいります。

議員各位におかれましては、引き続きご指導・ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・報告案件が2件
- ・町長の専決処分事項報告の補正予算が1件
- ・条例制定に関する議案が2件
- ・令和2年度一般会計及び特別会計の決算の認定が11件
- ・令和3年度一般会計及び特別会計補正予算が6件
- ・工事請負契約の締結に関する議案が1件
- ・財産の取得に関する議案が1件
- ・その他の議案が1件
- ・人事に関する議案が3件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。会期中よろしくご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

議事日程報告

○議長（小泉和也） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりであります。それにしたがって、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（小泉和也） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番 末光勝幸議員、7番 清家慎太郎議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（小泉和也） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月22日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、9日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（小泉和也） 日程第3「諸般の報告」を行います。お手許に配布してあるとおり、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されておりますので、お目通しください。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（小泉和也） 日程第4「一般質問」お手許に配布の一般質問通告一覧のとおり、一般質問が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、田村義孝議員、高月芳人議員、木嶋英幸議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第55条を引用し一つの大綱につき、2回以内と定めます。

はじめに、田村義孝議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） おはようございます。それでは、一般質問通告に従い一般質問をさせていただきます。

大綱1「伊方町地域巡回バスについて」デマンドバスから伊方町地域巡回バスに変わり、利用者さんのお声を聞くと、それぞれに一長一短あると感じております。伊方町は高齢化率が急速に高まっており、今後、運転免許自主返納者も増え、伊方町地域巡回バスの役割はますます大きくなっていくと感じております。町ホームページにもありましたが、令和3年3月に書面開催された令和2年度、第2回伊方町地域公共交通会議の協議結果を見ても伊方町地域巡回バスのバス停を増やして欲しい、路線を延伸して欲しいなど利用者から様々な意見があったとありました。利用者の声を受け、2020年6月には「自由乗降制」を取り入れ、バス停以外の場所でも路線上であれば、ご希望の場所、国道は除くで自由に乗り降りができるようになったのはとても良いことだと思います。

そこで、3点についてお尋ねをいたします。1点目、利用者のみなさんの改善要求などの声はどのような方法で取り上げておられますか。また今どのくらいの改善要望を抱えていますか。2点目、運行について話し合い、改善する「伊方町地域公共交通会議」は年1回の開催と聞きましたが、路線の度々の変更はダイヤの変更にもつながり、利用者の混乱を招くこともわかりますが、時代の流れの早い、昨今においてせめて年2回の開催、改善をしていただくようにはならないでしょうか。3点目、冒頭述べましたように、デマンド、伊方町地域巡回バスともに一長一短あるわけですが、デマンドを利用していた高齢者で足が悪くバス停や路線上までも遠く、通常の人何十倍も乗降に時間がかかるというお声を何名からかお聞きしました。デマンドの頃はオペレーターさんに予約をしておけば家の前まで、軒先まで来てくれ乗降に際しても介助をしてくれ助かっていたということで、現在はタクシーを利用されておるようですが、年金生活の中では度々の利用も厳しいのが現状のようです。現在、運転免許自主返納者には3年を限度として伊方町が発行する運転免許自主返納者交通利用券、又は、伊方町地域商品券1万5,000円分を毎年交付するものとする。という制度がありますが、これは本当に助かったと免許を返納されたみなさんからの声を沢山聞きました。財源の問題もありますから、すべての方というわけにはいきませんが条件を設けて、上記のように交通利用券を発行することはできないでしょうか。

地域のタクシー屋さんも潤いますし、これによって美容室に行く人が増えたり、買い物の選択肢も増えますので、町内経済を循環させる役にも立つと思います。

以上、大綱1をよろしく願いいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱1「伊方町地域巡回バスについて」のご質問にお答えをいたします。

地域巡回バスにつきましては、町独自の交通弱者支援として、創意工夫を重ねており、運行開始以来、バス停の増設や運行ルートの見直し、自由乗降の採用など、大幅に改善をしてきたところで

ございます。

まずご質問の1点目の、「利用者からの改善要求の件」でございますが、利用者からの直接のご要望と地区からの要望書提出の場合がございます。今年度は、現在のところ、利用者からのご要望のみで、その内容は、増便要望が4件、バス停の増設要望が2件などとなっております。

2点目の、「地域公共交通会議の回数の件」につきましては、現在は年間運行の基本となる4月のダイヤ改正のため、年1回会議を開催をいたしております。その後も夏・冬・春休み中の小中学校の部活動便にあわせまして、3回にわたり運行時間の変更を行い、町内全戸に時刻表を配布し、バス停の時刻表も変更をしておりますので、今のところ更なる会議の開催は考えておりません。ただし、運行に関し協議が必要となった場合は、臨時的な会議の開催を検討いたしたいと考えております。

3点目の、「交通利用券の件」につきましては、高齢者の交通事故防止を目的として、運転免許証を自主返納された方に対する支援制度でありますため、今のところ、この制度を拡充する考えは持っておりません。ただし、バス停までの距離が遠い方に対する支援につきましては、引き続き、利用者のご要望を踏まえ、バス停の増設や運行ルートの見直しなど、可能な範囲で改善をしてみたいと考えております。

以上、田村議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員、大綱1の再質問はありますか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 先ほども町長の答弁にもありましたように、年3回に亘って、軽微な変更というのは、初めてお聞きをしたわけでございますが、そのように状況にあわせて、住民サービスの向上のため改善をしていただいているというのは、本当にありがたいと思います。ちょっと視点をかえまして、他の市町では、福祉の観点から遠い市町の友人に会いに行くために、また、コロナ禍で表に出ることも少なくなり、人の気持ちも沈んでいる状態になっておりますから、チケットの導入により、外にでる機会を増やすという制度もあるようでございます。交通弱者対策という視点はもちろん有りきなのですが、視点を改めどうすれば困っている住民を助けサービスの向上になるか、といおことを考えていただきやっていただきたいと思っておりますが、そのことに関しては、いかがでしょうか。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の再質問にお答え申し上げます。それぞれの市町村の知恵を絞って、様々な対策を行っているということだと思います。その中の一つが今ほどの田村議員のご紹介をしたような事例もあるんだというふうに思っております。伊方町はいろいろと検討した結果、今の地域

公共交通バスということになってございます。これも議員ご指摘いただきましたように、一長一短あることは、事実であろうと思います。福祉の観点で、これは交通弱者に対してどういったことができるのかということは検討してまいりたいというふうに思いますが、その辺りやはり重要なことは公平性をいかに担保するか、一部の方だけにそういった恩恵がいくと言うことは、慎まなければならないところが1点、それから予算これは町民の貴重な予算を使うわけでございますので、そこは慎重に考えていかなければならないというふうに思っております。

今議会でプレミアム商品券 100%上程しております。1万円で2万円分の商品券が購入できるわけでございますので、そういったこともタクシーにも利用できますので、是非ご利用いただけたらなというふうに思います。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 町長の答弁にもありましたように、公平公正という観点は、税金を使う立場にあって、とても大事だと思います。予算的な観点もだと思いますが、これからますます高齢化が進みますし、運転できない方も増えていくと思いますので、例えば要介護の方で申請制度にするとか、最初は対象も少なく、予算を少額からできるのではないだろうかと思います。やってみる。改善する。というスタンスを持って町民サービスの向上にこれからも取り組んでいただきたいと思います。以上です。答弁大丈夫です。

○議長（小泉和也） 田村議員、一般質問は、基本的に答弁のいらぬ質問はしないように。

○議員（田村義孝） はい、すいません。

○議長（小泉和也） 以上で、田村議員の大綱1を閉じます。

田村議員、一般質問、大綱2をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） それでは、引き続き一般質問をさせていただきます。大綱2「エネルギー政策と観光政策について」お尋ねします。

改正地球温暖化対策推進法が本年成立し2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにするという政府の目標が明記されました。

気候変動は私たちが思っているよりも急激に進んでいます。

一刻も早く対策を取らなくては手遅れになるかもしれない「気候危機」の時代を迎えています。

愛媛県では、昨年2月「愛媛県地球温暖化対策実行計画」が作成をされ、基準年、2013年度に比較して、温室効果ガスを2030年に27%削減、2050年に実質ゼロを掲げております。

改正地球温暖化対策推進法では、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画・認定制度の創設をあげ、地方公共団体が定める地球温暖化対策の実行計画

に、施策の実施に関する目標を追加するとともに、市町村は、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進する事業、地域脱炭素化促進事業に係る促進区域や環境配慮、地域貢献に関する方針等を定めるよう努めることとすると記されております。

そこで、4点についてお尋ねをいたします。1点目、伊方町での町が関わっている再生可能エネルギーにはどのようなものがあり、町にどのぐらいの利益、固定資産税や第三セクターの発電による利益などをもたらしているか今後設置のものも含めて教えてください。2点目、今後の再生可能エネルギー政策をどう進めていくかを教えてください。推進するエネルギーの割合などを教えてください。3点目、とりわけ再生可能エネルギーの風車による発電は半島頂上部の尾根沿いに設置されていますが、町長が力をいれている観光振興の一つの観点で見ると、自然志向の方々には人工の建造物は国立公園にも指定されている伊方町にはそぐわないとの意見もありますが、それらもふまえて、どのような観光政策をとっていきますか。4点目、または、景観を最大の売りとして観光政策を建てるなら、風車設備の更新をせずに撤去するお考えなどありましたら教えてください。

以上、大綱2をお願いいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の一般質問、大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱2「エネルギー政策と観光政策について」のご質問にお答えをいたします。

本町では、平成27年度に伊方町環境基本計画を策定し、「環境負荷を低減し、持続可能な社会を築く」という観点から、様々な施策を体系化し推進をしてきております。また、地球温暖化対策推進法の改正に基づく実行計画の見直しも進めているところでございます。

ご質問1点目の、「町が関わっている再生可能エネルギーとその利益について」でございしますが、本町では、風力、太陽光、地中熱の発電利用があり、風力発電に9社、太陽光発電に6社が参入をしており、その内、第3セクター法人は、伊方エコ・パーク株式会社、株式会社瀬戸ウインドヒル、三崎ウインドパワー株式会社がありますが、今のところ、新たな参入・設置の予定はございません。令和3年度の固定資産税額は、風力発電で、4,679万6,700円、太陽光発電で、222万1,700円、合計4,901万8,400円となり、法人町民税は5社で、1,022万8,500円となります。また、令和3年度の株主配当は、伊方エコ・パークと三崎ウインドパワーの2社から7,178万8千円となり、令和3年度に町が受ける利益は、総額で1億3,103万4,900円になります。

2点目の、「今後の再生可能エネルギー政策の方針」につきましては、国のエネルギー基本計画や伊方町総合計画及び伊方町地域エネルギービジョンに基づき、町としては、推進するエネルギーの割合は定めてはおりませんが、再生可能エネルギーの活用に向けて、実現可能なものから推進をしてまいりたいと考えております。

3点目の、「風車の活用」につきましては、観光資源になる一方で、人工の構造物は自然志向にそぐわないとの見方もございますが、本町の貴重な観光資源の一つであります風車のある景観を活か

しつつ、海が見える素晴らしいコースを周遊するツアーや再生エネルギーを題材としたツアーなどの企画を検討いたしたいと考えております。

4点目の、「風車撤去」につきましては、現在、町営で運営をしております二見くるりんパークの2基の風車は、令和7年6月にFIT期間が満了した時点で、解体撤去を考えております。その他の風車につきましては、事業者が採算性を考慮し検討するものと考えております。

以上、田村議員の大綱2に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。田村議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 先ほど、町長の答弁にもありましたように、人口が減少していき財政がひっ迫していく我が町の財政状況にとりまして、この自然エネルギーのもたらす固定資産税や売電収入が非常に大きいということが、理解できました。ただ、伊方町ならではの事業がどんどん増えて子どもたちが誇りに思えるような町となるためにトップリーダーとしてビジョンを示していただきたいという思いから、質問をさせていただいたわけですが、自然を活かしたエコツアーなどということは、エネルギーの町として、自然と共生をしながら、観光事業、エネルギー事業をおこなっていくという理解でよろしいでしょうか。また、二見くるりんの撤去の理由についても教えてください。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱2再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の再質問にお答えを申し上げます。1点目の自然と共生をした、エネルギーと共存をした町づくりというのは、そういう観点で町づくりを進めてまいりたいというふうに思っております。伊方町には豊かな海、山、この日本一の細長い半島、他には見れない、山の頂上に登ると、両方に海が見えるという、本当に素晴らしい景観がございます。それと、調和したかたちで自然エネルギーいろんなエネルギーをここへくれば、体感できるというふうなそういった環境があるわけがございますので、そういった環境を目指して環境づくりをおこなってまいりたいというふうに思っております。

2点目は、二見くるりんパークの撤去につきましては、答弁で申し上げましたように、FIT期間が切れるということが一つの大きな理由でございます。これを再建するかどうかということも協議をしたわけでございますが、2基だけの町営の風力発電だけでの採算制では非常に厳しいものがあるというふうに判断をいたしまして、令和7年6月にFIT期間が満了する時点をもって、撤去をしたいというふうに考えているわけでございます。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。田村議員、大綱2再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） ありません。

○議長（小泉和也） 以上で、田村議員の大綱2を閉じます。田村議員、一般質問、大綱3をお願いいたします。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） それでは、大綱3「コロナ禍の商工業者への支援について」

コロナウイルスが猛威をふるい、さらには変異してデルタ株などの変異株も発生蔓延し、地域の盆踊りや秋祭りなど様々な行事が自粛を余儀なくされています。行事ごとがなくなり、地域の経済はますます落ち込んでいます。今までの持続化給付金や伊方町えひめ版応援金など国、県、町と連携して様々な手当てをしていただいておりますが、とりわけ町内の観光施設は疲弊しきっている状態と思われまます。

そこで、4点についてお尋ねをいたします。1点目、コロナ禍において町内の観光施設の経営状況を教えてください。2点目、今までに町独自で行った支援策について教えてください。3点目、今後、どのような支援をしていくかを教えてください。4点目、地域おこし協力隊で観光振興の方が入られていると聞きました。コロナ禍でも佐田岬はなはなが圧倒的に集客をしているように思います。この来られたお客様を瀬戸農業公園、きらら館、再建中、再建予定ではありますが、亀ヶ池温泉等、町内の観光施設へ送客するような仕組みを作るためには4者の日頃からの連携が必要と考えますが、例えば、月に1回観光会議を開き情報の共有をする、やることを決めて相互に進捗管理をする、プラン・ドウ・チェック・アクションからなるPDCAサイクルを回していくべきと考えます。

4点について、答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の一般質問、大綱3に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 田村議員の大綱3「コロナ禍の商工業者への支援について」のご質問にお答えをいたします。

新型コロナウイルスの影響で、町内の商工業者をはじめ、とりわけ指定管理の観光施設につきましては、入込客数及び売上高が減少するなど、多大な影響を受けております。

ご質問の1点目の、「コロナ禍での町内観光施設の経営状況」でございますが、令和2年度の状況は、「佐田岬はなはな」につきましては、指定管理料0円で黒字経営となっており、「瀬戸農業公園」は、指定管理料が800万円で、収支は280万1,405円の赤字、「きらら館」は、指定管理料が1,145万6千円で、収支は2万6,499円の黒字、「亀ヶ池温泉」は、指定管理料が1,300万円で、収支は1,058万2,650円の赤字となっております。

2点目の、「今までに町独自で行った支援策」につきましては、令和2年度に実施した「プレミアム付地域商品券事業」では、4施設とも加盟店となり、間接的に支援を受けましたほか、コロナ禍の支援として、水道料金の基本料金の4か月分免除をはじめ、カメラ付き自動体温計、消毒液など

の物品支給も行っております。

3点目の、「今後の支援」につきましては、今議会に、昨年同様の「プレミアム付地域商品券事業」と、新型コロナウイルス感染拡大の影響により収支が悪化した町指定管理施設を支援する「新型コロナウイルス感染症対応経営安定化負担金」の補正予算を提案させていただいております。

4点目の、「観光施設4者の連携」につきましては、観光交流拠点の「佐田岬はなはな」から他の観光施設への誘客や周遊促進のためには、観光施設4者の連携は重要でありますことから、各指定管理者の意向や地域おこし協力隊の意見なども聞きながら、こういったことが重要でありますことで、そういったご意見を伺いながら会議の定期開催などを含め連携を働きかけてまいりたいと考えております。

以上、田村議員の大綱3に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。

田村議員、大綱3の再質問はありませんか。

○議員（田村義孝） 議長

○議長（小泉和也） 田村議員

○議員（田村義孝） 今だかつて経験したことの無い状況でありますので、コロナ後を見据えてしっかり支援をしていただきたいと思います。今後、状況を鑑みてではあります、伊方町愛媛版応援金のような直接の支援は考えておられますか。

また、4点目の4者連携の重要性も感じているとおっしゃられましたが、重要と認識されておられるのであれば、今現在思っているところで結構なんです、どういう組織体制でそれをおこなっていくお考えなのか、お聞かせください。

○議長（小泉和也） 只今の田村議員の大綱3再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） まず、1点目の直接のコロナ後に対するそれぞれの支援でございますけれども、まずは、それぞれの事業者がコロナをしっかり頑張って乗り切っていただきたいというのが自助努力が基本であろうかというふうに思っております。そのうえでどうしても大変な状況であるという時は事業者と相談をして、支援策を考えてまいりたいというふうに思っております。現在のところ、これといった具体策を考えているわけではございません。

2点目の4者連携につきましては、答弁にも申し上げましたように、まずそれぞれの事業者がどういった考えを持たれているのか。地域おこし協力隊が、それについてどういった考えを持っているのか。っていうところが、重要だろうというふうに思います。町が直接リーダーシップをとってやって上手いくのかどうかと疑問があるわけでございますので、事業者のそういった連携に対する意気込みをやる気を出していくようなことを考えてまいりたいというふうに思います。その後でどういったかたちになるかっていうのは、ついてくるんだろうというふうに思っております。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

田村議員、大綱3再々質問はありませんか。

○議員（田村義孝） ありません。

○議長（小泉和也） 以上で、田村議員の一般質問を終わります。

○議員（田村義孝） 続いて、高月芳人議員、一般質問大綱1をお願いいたします。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（小泉和也） 高月議員

○議員（高月芳人） 失礼をいたします。この度は、一般質問の機会をいただき誠にありがとうございます。初めに冒頭、町長の方からもお話がありましたが、先日、亀ヶ池温泉が焼失するという予想だもしない出来事がございました。これにつきましては、後で質問をさせていただきますが、特に被害に遭われました事業者、従業員の皆様、そして地元の住民の皆様におかれましては、さぞ肩を落とされているのではないかと拝察いたします。まずもってお見舞いを申し上げたいと思います。さて、今回は、今ほど申し上げました亀ヶ池温泉の件を含め3点について質問をさせていただきたいと思いますので、理事者の率直なご所見をお伺いしたいと思います。それでは、質問の方からうつらせていただきたいと思います。

まず、大綱1「新制度「地域プロジェクトマネージャー」任用について」、質問させていただきます。

ご承知のとおり、今年度、総務省において、地方創生や地域活性化を後押しする、「地域プロジェクトマネージャー」制度が新設されました。地方自治体が重要プロジェクトを実施し、成果を生むためには、外部専門人材、地域住民、行政、民間企業・団体などが連携し、チームとなって取り組むことが不可欠であるとされています。この制度は、そうした関係者の橋渡しを行いつつプロジェクトの進行をマネジメントできる人材を「地域プロジェクトマネージャー」として任用することができるというもので、採用定員は各市町村1名ではありますが、国が自治体に対して雇用に要する経費について上限650万円、最大3年間の特別交付税措置を行うものです。

本町のまちづくりにおいては、総合計画を基本に様々な施策を講じ、懸命に頑張っていただいているところではございます。もちろん進捗が順調なものもございますが、一方で今一つ確かな成果が見えてこない分野・事業もあるように思います。

そうした膠着状態にある分野・事業に対し、この制度を活用することで、着実に成果を上げていくことが必要なのではないかと私は考えます。貴重な人材を獲得できる願ってもないチャンスです。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。町長のご所見をお伺いいたします。

以上、大綱1の質問とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の高月議員の一般質問大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 高月議員の大綱1「新制度「地域プロジェクトマネージャー」の任用について」のご質問にお答えをいたします。

議員お話の「地域プロジェクトマネージャー」は、地方自治体が重要プロジェクトを実施する際に、関係者間を橋渡ししつつプロジェクトをマネジメントできる人材を任用する制度で、1市町村当たり1名で650万円を上限に雇用経費が特別交付税で財源措置をされます。導入する地方自治体は、実施する重要プロジェクトの目的、数値目標、推進体制及び予算等を明確にし、その推進に必要なマネジメント人材の要件定義を定めて広報・募集等を行い、当該プロジェクトの現場責任者とする者を決定し、概ね1年以上3年以下の期間プロジェクトに従事させるもので、総務省は、先進事例等の情報提供や研修機会の提供等を行うことになっております。

重要プロジェクトとしては、地域活性化に資するプロジェクトとして、市町村が主体的かつ地方創生の実現に向けた事業の柱として実施するもので、具体的には、町の総合計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦略又は個別の政策分野に係る計画等に位置づけられ、その進捗について公表をし評価を受けるものなどが挙げられます。

町では、総合計画をはじめ各種計画に基づき、全庁一丸となって施策事業の推進に取り組んでおりますが、コロナ禍という厳しい現状もあり、施策事業によりましては、思うように進んでないもの、成果が見通せないものもありますことから、アフターコロナの視点に立った取り組みを加速させてまいりたいと考えております。

現在のところ、愛媛県内では導入事例はありませんが、町といたしましては、地域の課題解決や活性化に向けて戦力となる人材の確保は重要と考えており、観光振興や移住定住などの分野を念頭に重要プロジェクトを選定をし、地域の実情を理解し、関係者をチームとしてまとめ上げることができる人材の任用などを考えますと、ある程度の準備期間が必要なことから、全国の導入事例の調査・研究を進め、来年度から導入をいたしたいと考えております。

以上、高月議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。

高月議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（小泉和也） 高月議員

○議員（高月芳人） ご答弁ありがとうございます。今ほどの答弁で、観光振興や移住定住などの分野を念頭にということをおっしゃっておられましたが、私も観光分野につきましては、地域内の連携ですとか、調整、観光客や事業所への売り込みなんかが必要になるので、人材がフィットするのではないかというふうに私も思っているところでございます。移住定住に関しましては、これももちろん重要な施策と認識をしておるわけなんですけども、その定住していただく一步手前のところで、定住していただくためには、仕事、働く場所というところが、まず必要になってくるんじゃないかというふうに思っております。特に生産性人口に定着していただこうと思えば、やはり働く場所というのが、一つ課題じゃないかなというふうに思っております。そういった面、今年度起業

誘致の一端として、地域振興センターの中にサテライトオフィスも開設されておりますが、このような動きをさらに加速させて、さらに拡大させていくために、こういった制度を活用していくのも一つの手かなと思っておりますが、町長のご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小泉和也） 只今の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 様々なご指摘ありがとうございます。議員ご指摘のように、様々な観点から町が取り組まなければならない課題というのは多岐に亘っておるわけでございます。この地域プロジェクトマネージャーはそういった課題を抽出して、地域の人材を活かしたコーディネートをしてまとめ上げていただく、そんな人材が求められているわけでございますので、そういった方が採用できるように、町としても準備をしっかりとやってまいりたいというふうに思いますし、せっかく作り上げたサテライトオフィス、作っただけではなんもならないわけでございますので、十分有効に活用できるような、そういったことも含めて、様々な活性策を地域プロジェクトマネージャーと共にやってまいりたい。そんな人材を募集したいというふうに思っております。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

高月議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（高月芳人） ありません。

○議長（小泉和也） 以上で、高月議員の大綱1を閉じます。高月議員、一般質問大綱2をお願いいたします。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（小泉和也） 高月議員

○議員（高月芳人） 大綱2「学校再編（統合）問題について」ご質問いたします。

この問題につきましては、昨年の9月定例会で質問させていただき、教育長からは誠意あるご答弁をいただいたところでございますが、今回再度質問いたしますので、よろしく願いいたします。

ご承知のとおり、本町の人口動態を見たとき、三町合併時は約1万3千人、現在が約9千人、20年後には5千人規模にまで激減すると推計され、信じられないスピードで人口減少が進んでおります。子どもの出生数にしても、ここ数年は30人前後で推移をし、今後さらに減ってくると予測されているところです。

この学校再編につきましては、地域の事情もあるし、様々な問題も絡んでくるので、大変難しい問題だと思っておりますが、ここは、子ども最優先に考えていただき、できるだけ多くの仲間とふれあい、切磋琢磨し、明るく、強く、逞しく育つような環境づくりを一刻も早く進めるべきだと私は考えますが、今一度、教育長の学校再編に対する具体的なお考えをお伺いしたいと思います。

また、前回この問題について質問した際、教育長の答弁の中で、児童、生徒やその保護者を中心にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて検討委員会を立ち上げ、より実情に合った最適な学校教育のかたちを描いていくとお答えになっておられますが、アンケート調査を実施してから特

に目立った動きがないように思われます。この件についての進捗と今後の見通しにつきましてもお聞かせいただきたいと思います。

以上、大綱2の質問といたします。

○議長（小泉和也） 只今の高月議員の一般質問大綱2に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（小泉和也） 教育長

○教育長（中井雄治） 高月議員の大綱2「学校再編（統合）問題について」お答えさせていただきます。

議員ご承知のように、町内の小中学校の再編につきましては、平成31年4月1日をもって、水ヶ浦小学校が伊方小学校と統合したことにより、平成23年度策定の伊方町学校再編計画が完了し、現在に至っております。

しかし、その後も町の人口は減少傾向にあり、本年9月1日現在の伊方町に住所を有する令和元年度の出生者数は26名で、令和2年度は28名となっており、今後も少子化が続くものと推測されます。

学校の児童生徒数につきましては、今年度は小中学校合わせて425名となっており、6年後の令和9年度の予測では、321名となり、104名の減少が見込まれます。

令和2年9月の第62回定例会において議員にご質問いただきました大綱1の1「学校統合について」でお答えしましたように、教育委員会といたしましては、計画に基づき、これからの学校の在り方について、「子どもたちのより良い教育環境について考えるアンケート調査」を昨年12月に実施しております。関係資料を付け、児童生徒や未就学児の保護者をはじめ、中学生、各地区の区長・副区長、各学校教員の総計703名を対象にした調査で、回収率は86.5%でありました。

そのアンケート調査の結果について少し触れさせていただきますと、保護者の方への「お子さんの通学する小・中学校について再編は必要ですか」との問いに対しては、将来的に必要、すぐに必要が68%を占め、「学校再編について理解できる」の問いについては52%の方が、理解できると回答いたしております。区長・副区長の皆様を対象にした調査結果では、「中学校の配置について一部または大幅な見直しが必要」との割合が32%、「小学校の見直し」については31%の方が必要があるとの回答でした。

この結果を受け、本年2月の教育委員会定例会において、学校の再編を含めた検討委員会を、令和3年度に立ち上げることにいたしました。

第64回定例会の福島議員の一般質問大綱1の3「学校統廃合計画について」のお答えにおいても、本年度から学校の再編を含めた検討委員会を立ち上げることをお示したところであります。

本年度に入り、教育委員会事務局において検討委員会立ち上げについての情報収集や計画案作成を行い、8月の教育委員会定例会において計画案を提出し継続して現在審議しているところであります。

大まかな予定を述べさせていただきますと、年内に検討委員会を設置して検討に着手し、来年度

中には答申を出していただきたいと考えております。それを受けて教育委員会で再編計画を立て、進めていくというスケジュールとしております。

議員ご指摘のとおり、学校の再編につきましては伊方町の地形や点在した集落、学校施設の状況、通学方法等多方面から検討していく必要があり、多様な意見があるものと考えられます。

今後は、これからの将来を担う子どもたちにとって、伊方町にとって最適な学校の在り方について、ご意見を伺いながら再編も含めて検討してまいります。また、今、在学している子どもたちについても、よりよい学校環境となるよう少しでも改善し活性化に努めてまいりたいと考えております。ご理解のほどよろしく願いいたします。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。

高月議員、大綱2の再質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（小泉和也） 高月議員

○議員（高月芳人） 今後さらに、児童、生徒が少なくなっていくという中で、学習面においては、いろいろとやり方もあるようでございますので、クリアできる問題かもしれませんが、集団活動で得られるものや仲間との触れ合い切磋琢磨の面においては、どうしても支障がでてしまうのではないかと私は思います。また、中学校の部活動を考えた時に、子どもたちがやりたい部活動がない、また得られないというのは、本当にかわいそうなことだと思っております。中学校の部活動というのは、学校生活の中での青春の1ページとして、とても大切な時間ではないのかなと思っております。今後検討委員会の中で、議論を重ねていかれると思います。もちろん幅広く意見を聞き参考にするべきだと思いますけれども、どれもこれも取り上げてしまうと問題も複雑だけにまとまりもつかないことにもなり兼ねません。そのため、この問題については、行政側が力強くリードして、理解を求めていくというような姿勢も必要なのではないかと考えますが、教育長のご所見をお伺いいたします。

○議長（小泉和也） 只今の高月議員の大綱2再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（小泉和也） 教育長

○教育長（中井雄治） 今、高月議員にご指摘いただきましたが、そのような問題が多々あるということで、その辺をしっかりとこれからも話し合っていきたいと思っております。行政のリードでってありましたけれども、現在国の方向としてもしっかりと保護者の方の子ども、将来の子ども、その保護者の方の意見をしっかりと聞くであるとか、地域住民の方々の意見をしっかりと聞くというようなこともございます。そのうえで、いろいろなご意見を参考にしながら、取捨選択もありますけれども、よりよい中で選択をして、しっかりとしたリードをもちながら、この統合再編または活性化ということに取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

高月議員、大綱2の再々質問はありませんか。

○議員（高月芳人） ありません。

○議長（小泉和也） 以上で高月議員の大綱2を閉じます。

高月議員、一般質問大綱3をお願いいたします。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（小泉和也） 高月議員

○議員（高月芳人） 大綱3「亀ヶ池温泉再建について」質問をいたします。

先月8月19日、亀ヶ池温泉が火災に見舞われ本館が全焼するという、まさに信じられないような事が起こってしまいました。原因は落雷によるものと推定されているようですが、こういった大規模な公共施設の落雷による火災というのは、他に例を見ないといつていいほど稀なケースだったようで、改めて自然の驚異を思い知らされることとなりました。

被害状況や今後の対応について、先の全員協議会でもひととおり説明をしていただいたところではございますが、町内を代表する観光交流拠点の一つであったことから、今、町民の皆さんが最も関心を持たれている案件でもございますし、この際あえて質問させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

亀ヶ池温泉は平成19年のオープン以来、毎年10万人以上の利用客が訪れるなど、非常に人気の高いスポットで、これまで本町における観光の目玉として重要な役割を果たしてきました。また、町民の皆さんの健康増進や憩いの場でもあり、さらには地域の貴重な雇用の場でもございました。まさに町民の皆さんの心と体の拠り所として愛され続けてきた施設でございました。観光振興をまちづくりの柱として掲げる本町としては本当に大きな痛手となったことは言うまでもありませんし、心と体の拠り所を失った町民の皆さんをはじめ、県内外の亀ヶ池温泉ファンの無念と落胆は測り知れないほど大きいものと思われまふ。火災があつて以来、私の耳にも「亀ヶ池温泉どうなるの」という不安の声が数多く届いてまいりました。それと同時に「絶対再建してほしい」、「亀ヶ池温泉は町にとって必要だ」といふような再建を熱望する声も多数お聞きしており、私個人としましては亀ヶ池温泉ファンとして同じ気持ちでございまふ。

このように、人口減少、過疎化が進み、じわじわ活力を失いつつある本町において希望の光であつた当施設をこのまま失つてしまふのは、あまりにも悲しく、残念でございまふ。今後については、検討委員会で協議を重ね、最終的には町長がご決断されるものと思いまふが、当施設が町にとってどういふ存在であり、町にどのような効果をもたらしていたのか、また現段階において、当施設の再建の是非についてどのような考えをお持ちなのか、町長にお伺いをいたしたいと思いまふ。

以上、大綱3の質問とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の高月議員の一般質問大綱3に対する理事者の答弁を求めまふ。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 高月議員の大綱3「亀ヶ池温泉再建について」のご質問にお答えをいたします。

まず、高月議員は、当日消防団幹部として、陣頭指揮をとっていただき、消火活動にあたっていただきました団員の皆さん、消火活動にあたっていただきました皆さん心から感謝を申し上げる次第でございます。8月19日未明に落雷が原因と推定をされる火災により、「伊方町健康交流施設 亀ヶ池温泉」が焼失をいたしましたことは、私自身にとりましても、まさに青天の霹靂といえる衝撃を受けております。

亀ヶ池温泉は、平成19年8月の開館以来、町民の皆様をはじめ町外・県外からの観光客にも長く親しまれてきた施設であり、火災があつてから私の方にも早期再建を熱望する声が寄せられ、町内の各種団体からも再建を強く望む要望書を受け取っておりますし、町内外の方々から温かいご支援、ご寄附もいただいております。

ご質問の、「町にとってどういう存在であり、どのような効果をもたらしたか」につきましては、「亀ヶ池温泉」は、町民の健康増進、また町を代表する観光交流拠点として多くの方々に愛されてきた施設で、オープンしてから延べ約220万人の利用があり、伊方町の認知度・知名度の向上に大きな役割を果たしてまいりました。

開館してから今までの総売上額は約24億円、それに対する総支出額も約28億円で、経済波及効果はこれ以上に観光業はもとより、商工業、農林水産業、そして町民の健康増進など幅広い分野におよび町の活性化に寄与してまいりました。また、施設内での特産品の販売やレストラン営業に加え、宿泊施設も備え、雇用創出にも大きく貢献してきたところでございます。

「再建の是非」につきましては、去る9月1日に外部委員や専門家を含む「伊方町健康交流施設 亀ヶ池温泉再建検討委員会」を開催し、再建に向けて進める方針が決定をされましたことから、9月3日に焼失した建物の解体・撤去工事に必要な予算を専決し、議員全員協議会で報告をさせていただき、昨日9月13日に入札を実施いたしました。

今後は、検討委員会において、これまでの運営を総括し、収益構造の改善や固定経費の削減などを踏まえた施設の再構築について、専門家のご意見も参考にしっかりと検討をしていただき、その結果を議員の皆様には適宜説明させていただいたうえで、「亀ヶ池温泉」の再建・再開に向け、仮営業も視野に入れながらスピード感をもって迅速・適切に取り組んでまいりたいと考えております。議員各位のご協力を合わせてお願いを申し上げます。

以上、高月議員の大綱3に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。

高月議員、大綱3の再質問はありませんか。

○議員（高月芳人） 議長

○議長（小泉和也） 高月議員

○議員（高月芳人） 今ほどの答弁でとにかく再建または再構築という方向に舵をきっていただいたということで、町民の皆さんも一先ず安心をされたのではないかとこのように思います。町民の

皆さんの方から、仮に営業ですとか、仮設でできないかとか、そういった声もよく聞いておりますので、よくよく考えていただき前向きに詰めていただきたいと思います。一方で、採算面については私も危惧しているところでございます。採算性を考える時に規模縮小や経費削減という方法も考えられるわけですが、それでは施設の魅力自体が失われることにもなりかねないと思います。私としては、さらなる魅力の向上とお金を生む仕組みの構築を図る中で、これまで以上に多くのお客様にきていただいて、利益も確保できる施設にしていきたいと思いますという訳ですが、この点につきまして、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思いますなと思っております。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の高月議員の大綱3再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 高月議員の再質問にお答えを申し上げさせていただきます。第1点目の仮営業につきましては、先ほど答弁に申し上げましたように、昨日解体に対する入札を行いました。だいたい、2ヶ月程度、解体にかかるようでございます。それをやって、調査をしてみないと、特に配管類それから計器類が熱風でどの程度損壊を受けているかというところが、調査をしてみないと分からない部分が沢山あるわけでございます。そういったところを調査をしながら、解体と同時に調査を進めて仮営業ができるようであれば、それに向けてやってまいりたいというふうに思っております。いずれにしても今のところそれを調べてみなければ何とも言えない状況であるというふうなところであるわけでございます。

2点目の採算面は、議員ご指摘のとおりただ縮小するだけでは、魅力のない施設になってしまうわけでございますので、その点は、十分精査をしていただいて、一方で固定経費の削減ということも必要でございましょうし、もう一方では、魅力を創出することによって、採算をもっと改善をしていく、利益を生む構造にしていく、そういった工夫も必要であるというふうに思っております。その点は、検討委員会の方で、専門家のご意見も踏まえながら、十分今後検討をいただいて、新たな私は亀ヶ池温泉の再構築だというふうに思っておりますので、それに向けて検討等をしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

高月議員、再々質問はありませんか。

○議員（高月芳人） ありません。

○議長（小泉和也） 以上で、高月議員の一般質問を終わります。

続いて、木嶋英幸議員一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） マスクをとって失礼いたします。本日は、沢山の傍聴者に来ていただき、本当にうれしい限りでこれからも一生懸命頑張っていきますので、ご指導のほど、よろしく願いいたします。

それでは、早速ですが、質問に入らせていただきます。三崎高校の存続について質問いたします。

三崎高校存続についてお尋ねします。現時点で、在校生は3年生28名2年生52名1年生55名で県外の生徒が3年生2名、2年生17名、1年生12名ということです。数字でもお分かりのとおり全国募集を始めてからはほぼ60名の定員に近い生徒が入学しております。地域の方々のご理解、町挙げての支援のお陰だと思っておりますがそれ以上に現場の教職員の先生方や生徒の発信力の賜物だと思っております。しかし、このマンパワーだけの頼りには限界があります。在籍できる生徒の最も長くおっても6年間、先生は転勤がつきものですので、いつまででもというわけにはまいりません。これを最低限理解した上で今後の対策を練っていかねばならないと思います。

令和3年度の児童生徒数は伊方町内全体で中学3年生55名、中学2年生53名、中学1年生41名で児童にとりましては、2年生から6年生までは45名前後を前年と何とか維持しておりますが、1年生に至っては30名と激減の状況で増える見込みはないと思われます。全員入学しても定員には全く足らず、町外県外からの受け入れがないと存続できません。新年度から町営の寮も稼働し何とかやり繰りできているのかなと思われます。今後今以上に厳しい状況になりますが町長はこの事に関してどう思いどう対処されていくつもりなのかお尋ねします。

また、令和5年4月から実施の県立学校振興計画検討委員会の地域協議会会員として町長・教育長が町から参加しておられますが、今後を踏まえた上で学区外生徒、すなわち三崎高校の場合は南予地区以外の受け入れ比率を30%より上げていただく提案や特例校の特権を活かし、日本中の子どもたちが入学して学びたいと言ってもらえるような国内でも珍しいコースの提案はしていただけないかお尋ねします。ちなみに伊方町の主力産業は1次産業で海産物や農産物の宝庫であります。商品も全国に発信しても十分戦えるだけの素材も沢山あると思います。ブランド力を上げる事によって所得向上に繋げる。その一環として産品を使った料理教室、しいてはパティシエや料理人の育成コースに繋げれないかと思っております。それを学んだ卒業生が全国に散らばって佐田岬の産物を指名していただければ必ず向上に繋がると信じております。公立高校ゆえに高いハードルも沢山ある事は承知しておりますが、少しでも可能性がある事は挑戦していく事も大事ではないでしょうか。もしこれが成功すれば全国から料理人やパティシエを目指している若者が沢山おると思われるので、定員確保の一助にもなると思われます。町長はどのように思われておるのかお尋ねします。参考として、学区外すなわち中予、東予、県外の在校生の数を申し添えておきます。1年生が25名、2年生29名、3年生6名となっております。よろしくお願ひします。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の一般質問大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の大綱1「三崎高校存続について」のご質問にお答えをいたします。

議員ご承知のとおり、町ではこれまで、町内唯一の県立高等学校である、三崎高校の存続のために、様々な支援を行ってまいりました。その甲斐もあってか、三崎高校の生徒確保の状況は、令和2年度から大幅な改善が図られたものと認識しております。

議員の言われますとおり、町内の少子高齢化の進行状況を鑑みますと、今後厳しい状況になる事も予想されますが、伊方町といたしましては、三崎高校以外の高校に通う町内の高校生との公平性や県立高校への支援という特殊性を念頭におきつつ、適切な支援の境界線というものを慎重に見極めながら、今後も要望があれば、可能な支援は続けたいと考えております。

議員ご提案の伊方町の主力産業であります、海産物・農産物のブランド力向上、生産者の所得向上という、第1次産業の活性化につきましては、これは町として全力で取り組むべき、大きなテーマの一つと位置付けており、これまで、様々な施策を展開してまいりましたが、これからも、その歩みを止めることなく、強く、押し進めてまいる所存でございます。

また、三崎高校への特色あるコースの導入につきまして、具体的にご提案をいただきましたが、これにつきましては、様々な可能性があると思われまいますので、学校関係者と意見を交わしながら、一緒に考えていきたいと思ひます。

ただ、三崎高校はこれまで、独自の視点と原動力で、町の地域振興に取り組んでおり、その結果、「みっちゃん大福」の開発やマーマレードアワードでの金賞受賞等、数々の素晴らしい成果を挙げられておりますが、これはやはり、高校生たちの若く自由な発想が功を奏したものと受け止めております。そのため今後も、高校生たちの柔軟な発想力に期待し、その上で、町の施策とリンクする部分がありましたら、そこはしっかりと連携をとって、共に取り組んでまいりたいと考えます。

今後とも、議員各位におかれましては、三崎高校の存続並びに第1次産業の活性化につきまして、ご理解、ご協力のほどよろしくお願ひをいたします。

以上、木嶋議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再質問を許します。

木嶋議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 今町長からも言っていたように、確かに高校生なんかの発信力が素晴らしいから、今に至ってると思っております。ただ、先ほども申しましたように、やはり町の受け入れがこれからは大変厳しい状況になるかと思われまいます。そこで、自宅通学が不可能な入学希望者が増えることを想定して、WEB環境の整備をしなければならないと思ひますが、伊方町として、里親制度や空き家バンクを活用して、短期間定住促進制度などで、援助できないかお尋ねします。これは、短期間定住促進制度は、私が作った造語で勝手につくっておりますが、遠隔地の生徒が在学中の間だけでも、地域に家族で移住していただく、いわゆる定住促進のお試し期間と捉えていただけて結構なんですけど、また気に入っていただければ、ずっと町内に生活していただく、こんな夢のようなことも思っておりますが、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の大綱1再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の再質問にお答えをさせていただきます。町として、美咲輝寮の建設は、一大事業であったわけでございます。これが満杯になるかどうか、建設の当初は非常に私も心配をしておりました。おかげで想定以上の入学希望者がやってきてくれて、大変ありがたい思いをしたわけでございます。ご提案の生徒、家族が移住短期間に利用してくれて、伊方町に住んでいただけるというふうなご提案でございます。高校側あるいは、保護者の皆さん方からそういうご相談がありましたら、町としても前向きに検討してまいりたいというふうに思います。以上です。

○議長（小泉和也） 只今の答弁に対する再々質問を許します。木嶋議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（木嶋英幸） 議長

○議長（小泉和也） 木嶋議員

○議員（木嶋英幸） 最初の質問の中にも入れておりました。一次産業に関連してというか、そういうコースもってというような話もしましたが、伊方町はエネルギーの町として、全国的にも知れ渡っておると思います。賛否両論ありますが、雇用の面や経済効果の観点からも四国電力株式会社様が地元の優良企業であります。そこで、是非官民一体となって、若者の育成にご尽力をいただけないか。ということは、四電グループさんが料理教室をしたり、料理器具などの開発に力を入れておられます。そういう器具を使って、高校生が授業の一環で地元産品の開発、研究と一緒に取り組むことで、伊方町魅力をより感じてもらえる仕組みづくり、当面は高額な研究機械として、中々一般には出回りにくいとは思いますが、三崎高校の国や県の助成がないかを模索していただき、有償で導入をする。それをベースにいずれは漁家や農家も助かり、購入できるぐらいの値段の開発をしていただき、それができれば一次産業の底上げや所得倍増にも繋がり、後継者不足の解消、または、新規参入の育成にも繋げていけるのではないかと思います。官民一体となって、魅力ある学校づくりができれば、全国から入学希望者が殺到するのではないかと。そんな楽しい夢を見ております。そういうことで、是非官民一体でやっていただくような働きかけはしていただけないでしょうか。また、町長は今後どのようなビジョンをもってこれを進めていくおつもりなのか、お尋ねします。

○議長（小泉和也） 只今の木嶋議員の大綱1再々質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 木嶋議員の再々質問にお答えをさせていただきます。ちょっと質問の内容がよく十分咀嚼しない部分もあろうかと思いますがご了承いただきたいと思います。まず、お互い理解しておかなければならないのは、三崎高校が県立高校であるということでございます。県立高校の在り方について、町としてどういうふうな関わり合いをすべきなのかというところは、念頭に置きながら、町内全体の高校生に対する目配りも決して忘れることはできないというふうに思っておりますので、その点は、大前提として考えていかなければならないというふうに思います。そのうえで三崎高校の様々な取り組みについては、まず成果をそれから高校、それから保護者の皆さん方、様々な取り組みもしておられます。そのうえで、どういったことがやりたいのかということを取り

まとめて、いただければというふうに思います。その中で、町としてご協力できる部分があれば、町としても三崎高校の活性化に向けて一緒になって取り組んでまいりたいというふうに思っております次第でございます。以上です。

○議長（小泉和也） 以上で、木嶋議員の一般質問を終わります。

暫時休憩をいたします。再開は、13時から。なお、11時50分から議会運営委員会を開催しますので、委員の方は議長副議長室にお集まりください。

休憩 11時43分

再開 13時00分

報告第4号

○議長（小泉和也） 再開いたします。日程第5「令和2年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」報告第4号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 報告第4号 令和2年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について、ご説明いたします。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、財政の健全化判断比率であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに同法第22条第1項の規定により、資金不足比率を監査委員の審査意見書を付し、それぞれ同条同項の規定により、報告するものでございます。

内容につきましては、先の議員全員協議会でご説明させていただいたとおりでありますので、簡単にご説明をさせていただきます。

1頁をお願いいたします。健全化判断比率の状況ですが、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、黒字決算のため、数字には表れません。実質公債費比率は、5.3%、将来負担比率は、将来負担額を充当可能財源等が上回っているため、数字には表れません。いずれも、早期健全化基準を下回っております。

2頁は、連結実質赤字比率等について、赤字決算となっていないことによるプラスの数字として表れない状況を、3頁には、資金不足比率について、資金不足が生じておらず数字に表れない状況を示しております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第4号「令和2年度伊方町の財政の健全化判断比率及び資金不足比率について」を閉じます。

報告第5号

○議長（小泉和也） 日程第6「令和2年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」報告第5号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（小泉和也） 教育長

○教育長（中井雄治） 報告第5号 令和2年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について、ご説明をさせていただきます。

本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は事務の管理及び執行状況について、点検・評価を行い、公表することとなっており、令和2年度の実施事業について、点検・評価をまとめたものでございます。

伊方町総合計画においては、本町の目指す将来像「輝く人々・豊かな自然・よろこびの風薫るまち伊方」を実現するため、教育・スポーツ・文化面でのまちづくりの基本目標をふるさと愛いっばいの人材（人財）が育つまちづくりと定めております。

令和2年度は、コロナ禍の状況下ではありましたが、人づくりがまちづくりの基本という認識のもと、学校、家庭、地域の連携、協働を図りながら、学校教育・社会教育・文化活動等、生涯学習活動の各分野にわたり教育行政を総合的に推進してまいりました。

個々の事業につきましては、11頁から17頁にかけて、4段階に分けて評価いたしておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

この点検・評価を活かして、より効果的な教育行政の推進を図り、今後の事業等に取り組んでまいりたいと思っております。

以上で、令和2年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出についての説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（小泉和也） 報告事項ですが、質疑があれば承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第5号「令和2年度伊方町の教育に関する事務の点検・評価報告書の提出について」を閉じます。

議案第64号

○議長（小泉和也） 日程第7「町長の専決処分事項報告について（令和3年度伊方町一般会計補正予算（第4号）」議案第64号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（小泉和也） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 64 号 令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分事項報告について、説明を申し上げます。

補正内容は、令和 3 年 8 月 19 日に発生した火災により焼失した、亀ヶ池温泉本館の解体及び施設の再整備に係る調査業務等に要する経費でございまして、急を要するため令和 3 年 9 月 3 日付にて専決処分したものであります。

予算額は、歳入歳出の予算総額の変更を行わず、歳出予算科目の組替えを行ったものでございます。

歳出の組替えといたしまして、7 款商工費に焼失した施設の解体工事費、再整備に係る調査及び基本構想支援業務等に要する経費として、5,151 万 2 千円を計上し、2 款総務費に組替え用財源として財政調整基金積立金 5,151 万 2 千円を減額しております。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 64 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 64 号「町長の専決処分事項報告について（令和 3 年度伊方町一般会計補正予算（第 4 号）」は、原案のとおり承認されました。

議案第 65 号

○議長（小泉和也） 日程第 8「伊方町環境監視委員会条例の一部を改正する条例制定について」議案第 65 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○危機管理監（谷村栄樹） 議長

○議長（小泉和也） 危機管理監

○危機管理監（谷村栄樹） 議案第 65 号 伊方町環境監視委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、伊方原子力発電所における、核物質防護情報等の機密事項について、委員の服務として、守秘義務を規定するため、条例の一部を改正するものでございます。

別添の参考資料、新旧対照表をご覧ください。第 5 条に、下線のとおり、「委員の守秘義務」の条文を追加規定するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 65 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 65 号「伊方町環境監視委員会条例の一部を改正する条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 66 号

○議長（小泉和也） 日程第 9「伊方町健康交流施設亀ヶ池温泉再建基金条例制定について」議案第 66 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総合政策課長（菊池嘉起） 議長

○議長（小泉和也） 総合政策課長

○総合政策課長（菊池嘉起） 議案第 66 号 伊方町健康交流施設亀ヶ池温泉再建基金条例の制定につきまして、提案理由を説明いたします。

本条例は、先月 19 日の火災により焼失した、亀ヶ池温泉の再建に係る財源に充てるため、伊方町健康交流施設亀ヶ池温泉再建基金を設置するものでございます。

それでは、内容につきまして説明させていただきますので、次のページをお願いいたします。

第 1 条の「設置」につきましては、先ほどと重複いたしますので省略いたします。

第 2 条では、「積立て」として、基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額としております。

第 3 条では、「管理」について、第 4 条では、「運用益金の処理」といたしまして、基金の収益は、予算に計上して編入するものといたしております。

第 5 条では、「繰替運用」について、第 6 条では、第 1 条の目的を達成するために必要な事業に限り、処分することができるとしております。

最後に、附則といたしまして、第 1 項では、この条例の施行期日を公布の日からとしており、第 2 項では、「この条例の失効」として、基金設置の目的により処分した日に効力を失うことといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小泉和也） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 66 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 66 号「伊方町健康交流施設亀ヶ池温泉再建基金条例制定について」は、原案のとおり可決されました。

議案第 67 号～議案第 77 号

○議長（小泉和也） 日程第 10「令和 2 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定について」議案第 67 号から日程第 20「令和 2 年度伊方町水道事業会計決算認定について」議案第 77 号までの 11 議案は、いずれも決算認定案件につき、会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○副町長（濱松一良） 議長

○議長（小泉和也） 副町長

○副町長（濱松一良） 議案第 67 号 令和 2 年度伊方町一般会計歳入歳出決算認定についてから、議案第 77 号 令和 2 年度伊方町水道事業会計決算認定についてまでの 11 議案につきましては、令和 2 年度の一般会計、特別会計、企業会計あわせて 11 会計の決算認定をお願いするものでございます。

令和 2 年度の一般会計の決算状況は、歳入歳出の差し引きが 8 億 21 万 7,068 円で、翌年度への繰越財源 5,540 万 7,000 円を差し引きしますと、実質収支は 7 億 4,481 万 68 円となっております。

特別会計の決算状況は、9 会計あわせて、歳入歳出の差し引きが 2 億 4,861 万 9,220 円で、翌年度への繰越財源 3,720 万 6,000 円を差し引きしますと、実質収支は 2 億 1,141 万 3,220 円となっております。

また、企業会計の決算状況は、収益的収支の差し引きは、1,756 万 2,928 円となっております。資本的収支の差し引きは、9,255 万 214 円不足しておりますので、この不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしております。

以上、詳細につきましては、改めて担当課長より説明をさせますので、ご承認いただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく願いをいたします。

○議長（小泉和也） 監査委員より、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づく決算審査意見書及び同法第 241 条第 5 項の規定に基づく基金運用状況審査意見書並びに地方公営企業法第 30 条第 6 項の規定に基づく決算審査意見書が出されておりますので、既にお目通しのことと思いますが、これに関連して補足説明がありましたら、この際、監査委員の発言を求めます。

○代表監査委員（岡田 包） 議長

○議長（小泉和也） 岡田代表監査委員

○代表監査委員（岡田 包） それでは、令和 2 年度の伊方町決算審査補足意見書、それでは、令和 2 年度の決算意見書につきましては、議員の皆様方のお手許に、既にお配りをさせていただいておりますので、その概要について補足説明を申し述べたいと思います。

地方自治法第 233 条第 2 項及び同法第 241 条第 5 項の規定並びに地方公営企業法第 30 条第 2 項の規定により、町長から審査に付された令和 2 年度 伊方町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計における歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書並びに基金運用状況等に関し、関係諸帳簿・証拠書類等につきまして、令和 3 年 7 月 19 日から 8 月 6 日にかけて、実質 8 日間にわたりまして、末光監査委員並びに会計管理者、監査補助員同席のもと、各課の課長及び担当職員の出席を求め、監査を実施いたしました。

以下、その概要について報告し、審査意見書の補足に代えさせていただきます。

まず、各会計の決算についてでございますが、証拠書類を照合して内容を慎重に審査した結果、計数に誤りはなく、正確に処理されておりましたことをご報告申し上げます。

続きまして、一般会計の決算状況を見ますと、歳入総額が 117 億 3,594 万 8,125 円、歳出総額が 109 億 3,573 万 1,057 円の収支となっておりまして、差し引き 8 億 21 万 7,068 円の剰余金が生じておりますが、この中には、翌年度への繰越財源 5,540 万 7 千円が含まれておりますので、これを差し引いた実質収支は、7 億 4,481 万 68 円でありました。

歳入につきましては、主要財源である町税の収納率が 97.63%と、前年度に比べ、0.05 ポイント下回っております。この主な要因は、コロナ禍による景気の影響並びに四国電力伊方発電所の固定資産税の償却資産分の減額によるものであります。

併せて、依然として、町税及び国税並びに住宅使用料等の滞納額が多額になっている状況であることから、今後も税負担の公平性と歳入確保の観点から収納率の向上、滞納額の縮減などに努め、なお一層の収入確保に努めていただきたい。

次に、歳出につきましては、財源の調達を含め、全般的に適正な予算執行が図られており、効率性も十分配慮されていると認められますが、ただ、指定管理施設の一部においては、指定管理料が収入を大幅に上回っている施設もあることから、企業等の財務関係を主に監査されている公認会計士さんに令和 2 年度町が委託をおこないまして、施設の経営状況を分析していただいたところであり、これらの意見を踏まえ、今後の指定管理の在り方について検討をおこない、適切な指導のもと、指定管理料の削減に向け、より一層の経営努力を望むものであります。

また、実質不用額につきましては、5 億 1,908 万 2,753 円となっております。この中には精算事務の執行上、やむを得ないものも見受けられますが、予算の計画的かつ効率的な執行を図る観点から、多額の不用額が生じることの無いよう、適切な予算の執行管理に努めていただきたい。

続きまして、特別会計につきましては、国民健康保険事業特別会計以下、9 の会計がございます。いずれの会計も黒字または収支同額の決算となっておりますが、収支の状況を見ますと、特に、国民健康保険事業特別会計の直営診療施設勘定、並びに公共下水道事業特別会計、小規模下水道事業特別会計、特定地域生活排水処理事業特別会計につきましては、一般会計からの多額な繰入による決算となっております。

これらの要因は、人口の減少に伴う患者数の減少や加入率の伸び悩み等により、厳しい経営環境下にあります。適切な経営改善計画のもと、早急な経営の健全化を願うものであります。

最後に、本町の主たる歳入財源は町税と地方交付税であります。構造的な経済不況と基幹産業の低迷により、町税収入は不安定な状況が続いております。併せて、地方交付税についても段階的な縮減に伴い、財政運営は一段と厳しくなるものと思われま。つきましては、行政改革大綱に基づく事務事業の見直しを着実に進めると共に、将来を見据えた的確な行財政計画のもと、引き続き住民サービスの向上と総合計画に基づく、安心・安全で活力と潤いに満ちたまちづくりに努めていただきますよう期待をいたします。

つきまして、水道事業会計でございますが、水道法及び公営企業法の基本原則に則り、伊方町給水条例並びに事業計画に基づいて適切な管理運営がなされております。

諸帳簿、関係証拠書類共に、その内容は正確に処理されており、適正であることを認めました。決算の内容につきましては、事業収益から事業費用を差し引いた 845 万 936 円の純利益が生じておりますが、これは一般会計からの補助金 1 億 3,480 円によるもので、この補助金の事業収益に占める割合は、27.16%となっております。

今後も、同様な依存体質が続くものと予想されるところであります。

水道事業は、独立採算性での運営を行うのが基本原則であることから、町民の皆さんのご理解を得て、水道料金の引き上げなどにより、経営努力を行っておりますが、水道事業を取り巻く環境は、人口の減少に伴う使用料の落ち込みをはじめ、水道施設の老朽化による継続的な施設整備に係る投資的経費の増大などが相まって、大変厳しい経営状況が見込まれることから、引き続き、経営基盤の改善を図るとともに、長期的な展望に立った効率的な運営に努められますよう、関係各位の更なる努力に期待をいたします。

むすびに、令和 2 年度の審査を通してでございますが、課の所管業務、事業別決算につきましては、それぞれ決算審査の中で意見や要望などを各課長に申し上げさせていただきました。今後の事務事業を執行する上で、【事業の必要性、実施の妥当性及び事業の効果などの意識を常に持ち、日々の業務を遂行されることを】職員の皆様に期待とお願いをいたします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応などの先が見通せない中、厳しい執務環境で職務に精励している理事者をはじめ関係者のご尽力に感謝するとともに、今後とも、つつがなく職務を全うされるようお願いをいたしまして審査意見の補足といたします。

○議長（小泉和也） お諮りいたします。只今説明のありました、令和 2 年度各会計決算の取り扱いにつきましては、お手許に配布の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの常任委員会へ付託し、委員会条例第 2 条の規定に基づき、会期中において、合同による審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、令和 2 年度伊方町一般会計決算以下、決算関係 11 議案を総務文教厚生、産業建設の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることに決定いたしました。

散会宣告

○議長（小泉和也） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて、散会するものではありますが、今期定例会の会期中日程を念のためお伝えしておきます。15日と16日は、休会。17日は、午前10時から各常任委員会合同によります令和2年度決算の審議を行います。18日から21日は、休会。22日は、午前10時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれをもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

(閉会時間 13時30分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員